

白神山地体験プログラム等データベースサイト構築業務 企画提案競技審査会設置要綱

(審査会の設置)

第1条 白神山地エコツーリズム推進事業の実施に係る業務を委託する事業者を決定するため、秋田県生活環境部自然保護課に白神山地体験プログラム等データベースサイト構築業務企画提案競技審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(審査会の事務)

第2条 審査会は、白神山地体験プログラム等データベースサイト構築業務における契約候補者の選定を行う。

(組織及び審査員の任期)

第3条 審査会の審査員は、次の者をもって構成する。

秋田県生活環境部 自然保護課 課長
自然保護課 政策監
自然保護課 調整・自然環境チームリーダー
秋田県観光文化スポーツ部 誘客推進課長
秋田県山本地域振興局 総務企画部長

2 審査員の任期は、契約候補者の決定までとする。

(会議)

第4条 審査会に審査会長を置き、審査会長は自然保護課長をもって充てる。

2 審査会長は審査会の議長となる。審査会長が出席できない場合は、あらかじめ審査会長が指名する者がその代理を務めるものとする。

3 審査会は審査員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(委任事項)

第5条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

(附 則)

この要綱は、令和6年4月16日から施行する。